

# 汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針

平成 30 年 8 月 27 日制定

## (目的)

**第 1 条** この指針は、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 7 条第 1 項に基づき、汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

**第 2 条** この指針における用語の意義は、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

## (生活環境に及ぼす影響についての調査の方法)

**第 3 条** 生活環境に及ぼす影響についての調査の方法は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準じて行うこと。

2 汚染土壌処理施設の種類ごとに定めた汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目（設置等しようとする汚染土壌処理施設の種類及び規模並びに処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を勘案し、当該汚染土壌処理施設を設置等することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったものをいう。以下同じ。）は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

## (生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

**第 4 条** 汚染土壌処理業者等は、指導要綱第 7 条第 2 項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目
- 二 汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握方法
- 三 当該汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- 四 当該汚染土壌処理施設を設置等することにより予測される汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- 五 当該汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- 六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項

を汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

七 その他当該汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

## 附則

(施行期日)

第1条 この指針は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1 浄化等処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因※1	煙突排 ガスの 排出	排出水 の排出	浄化等 処理施 設の存 在	施設の 稼働	施設か らの悪 臭の漏 洩	汚染土 壌運搬 車両の 走行
		生活環境影響 調査項目※1						
大気環境	大気質	粉じん				○		
		二酸化硫黄	○					
		二酸化窒素	○					○
		浮遊粒子状物質	○					○
		塩化水素	○					
		ダイオキシン類	○					
		特定有害物質	○					
		その他必要な項目※2	○					
	騒音	騒音レベル				○		○
	振動	振動レベル				○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数(臭 気濃度)	○				○		
水環境	水質	生物化学的酸素 要求量又は化学 的酸素要求量		○				
		浮遊物質		○				
		ダイオキシン類		○				
		特定有害物質		○				
		その他必要な項目※2		○				
	地下水	地下水の流れ			○			

※1 汚染土壌処理施設の種類及び汚染土壌の処理方法に応じて、生活環境影響要因及び生活環境影響調査項目を選定すること。

※2 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。

別表第2 セメント製造施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響 調査項目	煙突排 ガスの 排出	排出水 の排出	セメン ト製造 施設の 存在	施設の 稼働	施設か らの悪 臭の漏 洩	汚染土 壌運搬 車両の 走行
大気質	大気質	二酸化硫黄	○					
		二酸化窒素	○					○
		浮遊粒子状物質	○					○
		塩化水素	○					
		ダイオキシン類	○					
		特定有害物質	○					
		その他必要な項目※	○					
	騒音	騒音レベル				○		○
	振動	振動レベル				○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数(臭 気濃度)	○				○	
水環境	水質	生物化学的酸素 要求量又は化学 的酸素要求量		○				
		浮遊物質		○				
		ダイオキシン類		○				
		特定有害物質		○				
		その他必要な項目※		○				
	地下水	地下水の流れ			○			

※ 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。

別表第3 埋立処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因	排出水処理設備からの排出水の排出		埋立処理施設の存在		排出水処理設備の稼働	埋立作業	埋立地からの悪臭の発生	汚染土壌運搬車両の走行
		内陸埋立等※1	水面埋立	内陸埋立等※1	水面埋立				
生活環境影響調査項目									
大気質	大気質	粉じん					○		
		二酸化窒素							○
		浮遊粒子状物質							○
	騒音	騒音レベル					○	○	○
	振動	振動レベル					○	○	○
	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度)						○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量	○						
		化学的酸素要求量	○	○		○			
		浮遊物質	○	○					
		ダイオキシン類	○	○					
		特定有害物質	○	○					
		その他必要な項目※2	○	○					
	地下水	地下水の流れ			○				

※1 盛土構造物等を含む。

※2 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。

別表第4 分別等処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因	排出水の排出	分別等処理施設の存在	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	汚染土壌運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目					
大気質	大気質	粉じん			○		
		二酸化窒素					○
		浮遊粒子状物質					○
		特定有害物質			○		
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度)				○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	○				
		浮遊物質	○				
		特定有害物質	○				
		その他必要な項目※	○				
	地下水	地下水の流れ			○		

※ 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。